# 士族選挙権論争と自由民権運動昻揚期の

## ②挙制 度 論の 進展

はじめに

の成立までの五期に区分できるであろう。

澤

大

洋

期的時期でもあった。

立の五期の中で選挙制度が最も盛んに論議されたのが、第二期の時期でもあった。
第三期までは英米系の翻訳選挙論の移植が主流は、西南戦争後の明治十一年から明治十四年の政変前後にかけて、は、西南戦争後の明治十一年から明治十四年の政変前後にかけて、は、西南戦争後の明治十一年から明治十四年の政変前後にかけて、は、西南戦争後の明治十一年から明治十四年の政変前後にかけて、明治十五年はドイツ・プロイセン系の理論が主流に転換する画で、明治十五年はドイツ・プロイセン系の理論が主流に転換する画で、明治十五年はドイツ・プロイセン系の理論が主流に転換する画で、明治十五年はドイツ・プロイセン系の理論が主流に転換する画で、明治十五年はドイツ・プロイセン系の理論が主流に転換する画で、明治十五年はドイツ・プロイセン系の理論が主流に転換する画で、明治十五年はドイツ・プロイセン系の理論が主流に転換する画の中で選挙制度が最も盛んに論議されたのが、第二期の日が開始である。

に研究しようとするものである。 史料を利用して、わが国初期選挙制度の思想的発展過程を文献学的対象に、これを民間と政府の両側から現存する入手可能な政治法制だ。これを民間と政府の両側から現存する入手可能な政治法制

十八年の内閣制度の成立まで、⑤明治十九年から二二年の明治憲法

の愛国社再興前後から明治十四年の政変後まで、④明治十五年から

と、士族に選挙権の付与を主張した。他方、東日では同二三日に士と、士族に選挙権の付与を主張した。他方、東日では同二三日に士を、土族に選挙では同じであるが、その社説を批す」を載せてからである。日の祖説欄で「日報記者の論説を批す」を載せてからである。日の社説欄で「日報記者の論説を批す」を載せてからである。と制限選挙では同じであるが、その社説を批す」を載せてからである。東日の差別的な極論に対して、最初に異論を述べたのが、同十八東日の差別的な極論に対して、最初に異論を述べたのが、同十八東日の差別的な極論に対して、最初に異論を述べたのが、同十八東日の差別的な極論に対して、最初に異論を述べたのが、同十八東日では同二三日に士と、士族に選挙権の付与を主張した。他方、東日では同二三日に士と、士族に選挙権の付与を主張した。他方、東日では同二三日に士と、士族に選挙権の付与を主張した。他方、東日では同二三日に士と、士族に選挙権の付与を主張した。他方、東日では同二三日に士と、士族に選挙権の付与を主張した。

大阪の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の法のの「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」の理由をのべ、重ねて富民と同等の族の「家禄は家産に非ざる」といいまない。

最も進歩的意見と言えよう。

これが最大工族代議人選挙権を民権の害用にならないと容認した。これが張、士族代議人選挙権を民権の害用にならないと容認した。これが最寿する空論と決めつけ、四民同等に選挙権を付与する普選論を主 愚弄する空論と決めつけ、四民同等に選挙権を付与する普選論を内外歩をみせ、一方で横浜新聞の茜山先生投書の士農工商雑選論を内外歩をみせ、一方で横浜新聞の茜山先生投書の士農工商雑選論を内外

平民中の有智者を採れば良いと折衷論を提案、更に士族が代議人とに選挙権を認めた。そして、東日には士族中の有産者を、報知には円以上の土地、又は地券未済の場合は田畑凡そ二町歩以上の所有者が東報二紙を排斥、より実証的に財産資格としての家禄を地券五○翌十日の報知は家禄が家産と繰返すも、横浜毎日新聞は馮山逸史

なる時は土籍を捨てて平民籍に入ることを勧めた。

く収束を迎えるに至った。翌十三日の東日はこれを了承、十五日のけを提言、曙新聞が普選論へ変節したと批判した。ここに論争は漸て之を廃するの義務あり」と家禄返上も説くに至り、東日には引分には私有の権も譲らざるを得ず……士族は永久此禄を保つを得ずしそこで同十二日の報知は従来の説を繰返すも、「一国公利の為め

又は士族等の上院の設立を主張した。日に従来の各社説を総括し、士族を貴族と定義し、平民となるか、日に従来の各社説を総括し、士族を貴族と定義し、平民となるか、学権獲得のために譲歩し返還を求めたものである。東日では同十五とて人民の攪誘を求めた。当時士族の家禄に世論の批判が多く、選報知は論旨を進めて、士族の家禄返還を義務とし、その気力を盛振

その後、東日報知両紙ともに士族選挙権に言及がなく、論争は峠その後、東日報知両紙ともに士族選挙権に言及がなく、論争の深層は士族選挙権論争を表看板として、実体では政府側の人入札権と民権運動を支持、東日を政府の代弁者と批難した。恐ら人入札権と民権運動を支持、東日を政府の代弁者と批難した。恐ら人入札権と民権運動を支持、東日を政府の代弁者と批難した。恐ら人入札権と民権運動を支持、東日を政府の代弁者と批難した。恐ら人入札権と民権運動を支持、東日報知の那加津の投書は、士族代議感担において、投書家達を越したのである。ただ東報二紙の寄書欄などにおいて、投書家達を越したのである。ただ東報二紙の寄書欄などにおいて、投書家達を越したのである。ただ東報に言及がなく、論争は峠を越したのである。

論の理論的対立の先駆として一定の役割を果したのであった。 一定の保守論と、出月三〇日の東日の松本英吉と高藤三治の見当外れ文の保守論と、七月三〇日の東日の松本英吉と高藤三治の見当外れ文の保守論と、七月三〇日の東日の松本英吉と高藤三治の見当外れ文の保守論と、七月三〇日の東日の松本英吉と高藤三治の見当外れ文の保守論と、七月三〇日の東日の松本英吉と高藤三治の見当外れ文の保守論と、七月三〇日の東日の松本英吉と高藤三治の見当外れ文の保守論と、七月三〇日の東日の松本英吉と高藤三治の見当外れ文の保守論と、七月三〇日の東田の政本英語とは論争熱は冷めて、六月十日になって東日の富田良かくて五月には論争熱は冷めて、六月十日になって東日の富田良かくて五月には論争熱は冷めて、六月十日になって東日の富田良かくて五月には論争熱は冷めて、六月十日になって東日の富田良かくて五月には論かまました。

### 三、自由民権運動昻揚期の選挙制度論の進展

自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、自由民権運動は、一八七八(明治十一)年に愛国社が再興され、

三次案では第四篇第三章第一条選挙規程は別に定めると除外され、選挙用語と選挙法制論はここに一応定着をみたと言えよう。第北の選挙用語と選挙法制論はここに一応定着をみたと言えよう。第北の選挙用語と選挙法制論はここに一応定着をみたと言えよう。第北の選挙用語と選挙法制論はここに一応定着をみたと言えよう。第一次案では代議士院が第四篇第三章で条文化され、選挙規程は代議士が満二五歳以上の一定納税要件・任期四年の二年毎半数改は代議士が満二五歳以上の一定納税要件・任期四年の二年毎半数改は代議士が満二五歳以上の一定納税要件・任期四年の二年毎半数改は代議士が満二五歳以上の一定納税要件・任期四年の二年毎半数は代議士が第三章第一条選挙規程は別に定めると除外され、選挙技法を記載すると、第二次章案の「日本国を担当に対して、政府側では、元老院が七八年六月に第二次章案の「日本国

四月には地価据置の譲歩をした。「府県会規則」では第二章の「選回地方官会議で地方三新法を審議し、同七月にこれを布告、八〇年民権運動に対処して、政府は予め準備していたが、七八年の第二

任期と改選のみ残っていた。

実現をみたのである。

李慧で地方レベルのみであったが、初めて全国均一の選挙法制度が学数改選など近代的制度を定めた。ここに我国は国会の準備制度のの制限選挙制・記名主義・選挙会・選挙名簿・任期四年の二年毎に被選挙権が満二五歳・本籍地三年以上在住、地租十円以上の納税者挙」において、選挙権が満二○歳・地租五円以上納税の通常男子、

政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三回地方官会議を開催して府県会規則改正など審議、施政府は第三の理解といる。

出版された。同著はイギリスの法律概論であるが、巻一の議院(上月に星・プラストーン署『英国法律全書』全六巻、有為社蔵版の大冊が本格的な法律書とフランスの地方法の導入が特徴的である。先ず二挙論から専門各論的翻訳選挙論の受容期にあった。この年の場合は挙論から専門各論的翻訳選挙論の受容期にあった。この年の場合は一八七八(明治十一)年は従前の七四年から七七年の過渡的翻訳選

年毎半数改選・補欠選挙など正確に訳出していた。

選挙など記述していた。 の場合国を比較しなが出されたが、大森のとペアをなすものと思われ、同七一年の州会法を翻訳した。第二章州会編成で、一県一名選れ、同者は第一章議員撰挙で、英・米・仏・蘭各国を比較しなが出・選挙人名簿・直税及び官職等制限・選挙会・審査・任期・補欠選挙のと、 選挙など記述していた。

版、同六月は第五章「女子ノ国政ニ関ワルヘキ制限」で「婦人ヲシ主張、婦人参政権を容認した。また約14条宗訳『婦女法律論』翠游蔵一月は、男女同権の理由を述べ、国法を設けて婚姻の契約の確守を人参政権論が移植された。渓岬内基訳『男女同権論』山中氏蔵版、同同年の選挙論の多様化を反映して、男女同権論の翻訳を通じて婦

に値すると言えよう。 に値すると言えよう。 に値すると言えよう。。 に値すると言えよう。。

政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府筋の政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府がの政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府がの政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これ政府がの政治翻訳書は今年になって非常に少なくなったが、これの方法がある。

会論は七・八月に報知新聞に連載され、同八月に藤田茂吉箕浦勝人案が三月頃に起草された共存同衆「私擬憲法意見」を嚆矢とし、国―選挙論が出はじめたことが新傾向である。在野側では、私擬憲法―七九(十二)年に入ると、国会論議が再興し、わが国独自の憲法

れた。 し、以後翌年にかけて多数の建白書がブームとなって政府に提出さし、以後翌年にかけて多数の建白書がブームとなって政府に提出る。同十月には岡山県三国懇親会が元老院に国会開設建白書を提出共著『国会論』 前編が発行されて、 国会開設論が再燃したのであ

門的な選挙理論の単行本が次々と出版されたのである。ち、同七九年には一方で依然として翻訳物の域を出ないものの、専ら、同七九年には一方で依然として翻訳物の域を出ないものの、専国の議員撰挙法を提唱するも、具体案は不明であった。しかしなが産ヲ所有スルモノ」との制限選挙であった。福沢の国会論では英産ヲ所有スルモノ」との制限選挙であった。福沢の国会論では英

一月には、大屋那平駅『民政要論』宝文閣蔵が発行された。同著は、米国の民主共和政府は一般人民が主権者とし、第六章で各州撰は、米国の民主共和政府は一般人民が主権者とし、第六章で各州撰は、米国の民主共和政府は一般人民が主権者とし、第七章で撰挙の実際、第八章で州立法議会など州レベルの選挙制について、訳述して民の限界を主張、更に男女同権については、私事の同等権理を述べるも、公務の同権を否定、平等選挙を時期尚早とした。彼の普選論の限界が知られよう。

一方、イギリスの場合は、同二月に渡辺恒吉郡『英国議院論』大塚会規律』は、憲法の政府と国会及び選挙法を要訳したものである。したのが注目される。同七月の 岩田無禁線顧『米利堅合衆国政体并国制度を紹介したもので、第一章「撰挙権を論ず」で普通選挙を提言訳以外にも、同五月の鈴木義宗訳『米国撰挙論』はアメリカの選挙アメリカ政治論が比較的に多く出されたのが当年の特徴で、土居アメリカ政治論が比較的に多く出されたのが当年の特徴で、土居

者小路氏蔵版が上梓された。これはフルベッキの口訳を武者小路が法学者ブルンチュリー著・武者小路実世筆記『国会議員撰挙論』武これらに対し選挙専門書が二冊でた。同七九年十二月にスイスの

界もみせた。しかし翻訳とは言え、公刊しただけでも当時最もすぐ 分配ヲ論ス」では、選挙比例代表制を初めて紹介し、過半数で当選 中等級国民から代議人を選出して、下等級からの選出を否定する限 説、ドイツのブラルネットとブハーレン・トラップ説、聚合撰挙等 方法として、スイスのコンシデランの説、イギリスのトーマス・ペ したとしても少数者の投票が無効となるとし、少数代表を尊重する 争いに関係せぬのが良策とし、尚早論を唱えた。第三章「撰挙権ノ 務を持つ故に参政権を与えるべきだとし、代議人は全国人民の名代 治に進歩する時勢に適合する方法で、人民は兵役・租税・教育の義 である。 欧米選挙制度論は大体紹介されていたと言えよう。 れて進歩的な選挙論の一つであった。こうして七九年までに主要な 府代議人を郡邑よりも多数とし、身分と門地は排除したが、全国上 し、普通選挙を提唱した。 だが第二章 「女子ノ撰挙権ヲ論ス」 で 止せんとするなら、普通学校教育の後に国政教育を授ければ良いと 財産家のみでは道理に反するとした。もし一般選挙の危害を防 婦人参政権の是非を論じ、 なるたけ選挙配分を改良補正して不平等の除去を提言。都 デンマークのアンドレー説、イギリスのジョン・ラッセル 第一章 「一般撰挙権ヲ論ス」で、 男子普通選挙は民主政 同衆仲間の松平信正と広橋賢光ら研精会員が校正した書物 女子は家事と眷属とに専念し国政の

であった。 同衆では、 衆員の馬屋原彰が一八七二年に 『和蘭選挙民間で初めて憲法―選挙制論を本格的に研究した結社は共存同衆に日本に適応して独自の理論を形成するかと言うことであった。 次の課題はこれらの翻訳的選挙制度論を基礎に如何にして具体的

取される。また福沢の通俗論に影響されたか、丹羽の通俗論が出は 受容した論著を踏えて、独自の理論を開陳した所に新しい傾向が看 定、租税と教育(大学校卒)の制限選挙論を提唱した。これらは既に 応分選挙の権理で選挙論を述べ、我国における普通選挙の適用を否 十一月の福本巴『普通民権論』磊落堂では撰挙の方法・普通撰挙と 挙問題に触れなかったが、立憲国君民同治制度を提言した。 又、 る。その他、山田十畝『各国政治適論』洗心堂(同十月刊)は、 員が協力して『国会議員選挙法』を刊行したのは既述した所であ 名で発表した。同十二月には武者小路・松平信正・広橋賢光の各衆 し、同年四月の『共存雑誌』第十九号に「議員選挙法新案」との題 起草して、選挙制度を包含。菊池は集会での質疑応答を踏えて改訂 選挙法」の演説をした。同衆は七九年三月頃に「私擬憲法意見」を 行われた様である。同十月二三日の同衆講談会で菊池大麓が「議員 密投票などを主張した。そして七八年頃には既に選挙制度の研究が 代議人を出すの制」とのヘア式比例制を採用して、少数者尊重や暗 暮秋に脱稿した『国憲論綱』で、選挙制について「人口に配顧して 法』を最初の単独の選挙法訳書として発行した。 小野梓は、

じめたのである。

聞に連載し話題となったのを、福城駒多期編で八〇年三月に廿泉堂が袖珍版ながら英国選挙法を簡単に紹介していた。 「独立の人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の居住者・選挙人名簿・邑権が成人の通常男子・選挙区に一年以上の家屋所有者との財産者が成立の通常を表示。同四月には土生柳平『国会大意』(内野弥平刊)挙論と言えよう。同四月には土生柳平『国会大意』(内野弥平刊)挙論と言えよう。同四月には土生柳平『国会大意』(内野弥平刊)が袖珍版ながら英国選挙法を簡単に紹介していた。

また、同九月の中島勝義『通俗国会之組立』は、建前では、一院国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が多数出版されたことが特徴である。例えば国独自の通俗的国会論が表現が表現である。

代遅れの国会尚早論を唱えていた。 代遅れの国会尚早論を唱えていた。 は、未だ時 が現実の折衷案としては、〇不動産所有と国税納入者、〇男子満二 が現実の折衷案としては、〇不動産所有と国税納入者、〇男子満二 が現実の折衷案としては、〇不動産所有と国税納入者、〇男子満二 が現実の折衷案としては、〇不動産所有と国税納入者、〇男子満二

同年は又国家をめぐり愛国論が沢山出されたのが特色でもある。同年は又国家をめぐり愛国論が沢山出されたのが特色でもある。同年は又国家をめぐり愛国論派』は人民相集合して一国を為すと同九月の三宅虎太編『愛国論派記は、政府とは「人民が構を論じた。同十月の山本憲『慷慨憂国論』は、政府とは「人民が構を論じた。同十月の山本憲『慷慨憂国論』は、政府とは「人民が構を論でなる望家と、一種の制限論を開陳。十二月には神村忠起ずる徳実な名望家と、一種の制限論を開陳。十二月には神村忠起ずる徳実な名望家と、一種の制限論を開陳。十二月には神村忠起ずる徳実な名望家と、一種の制限論を開陳。十二月には神村忠起ずる徳実な名望家と、一種の制限論を開陳。十二月には神村忠起ずる徳東な名望家と、一種の制限論を開陳。十二月には神村忠起で、議員の一種を関する。

おいた点が難点だが、これは当時最高水準の独自の本格的選挙論でて、ヘアの指名移譲式比例代表法を推賞した。ただ知識人に比重をは、菊池の昨年の論文が評判を呼んだか、これを収録した。菊池のは、菊池の昨年の論文が評判を呼んだか、これを収録した。菊池のは、菊池の昨年の論文が評判を呼んだか、これを収録した。菊池の論議員選挙法新案』は多数代表制を批判し、少数代表制を評価しただこの時期は未だ国憲関係の単行本は少く、山岸文蔵編纂『国ただこの時期は未だ国憲関係の単行本は少く、山岸文蔵編纂『国

と直撰法を良とし、記名匿名法をのべ、身代制限を否定して普選論

を織田純一郎著刊『通俗時弊論』(十一月)など多様な政論が刊行と織田純一郎著刊『通俗時弊論』(十一月)など多様な政論が刊行と、ベルギー等、大半は納税財産制限であるが、ギリシヤ・ドイツし、ベルギー等、大半は納税財産制限であるが、デリンヤ・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とした。また三橋下、百八郎で、ブルンチュリー氏療に国会、後者が世界的風潮とした。また三橋下、万国国会大要』は欧米十七カ国の国会と選挙制について纂訳し、ベルギー等、大半は納税財産制限であるが、ギリシャ・ドンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキシコ・合衆国を普選制とし・デンマーク・フランス・スイス・メキショ・

でなく、一定の問題意識と視角から編訳された訳書も登場する新傾方、従来主流であった翻訳は著るしく減少し、それも単なる訳だけ方、従来主流であった翻訳は著るしく減少し、それも単なる訳だけかった。とは言え政治と縁の少なかった庶民の啓蒙に一定の役割は外し、幼稚ながらもわが国独自の理論を発展させ、 菊池論文のよりな学術的な高水準の選挙理論も公刊されるに至ったのである。一方な学術的な高水準の選挙理論も公刊されるに至ったのである。一方な学術的な高水準の選挙理論も公刊され、多様な政論が出て来たのが特徴である。しかし、これらは独自的であるなり、一定の問題意識と視角から編訳された訳書も登場する新傾方、従来主流である。

る所があるとしても、政府公事の差別の悪風は一家私事に波及するは、男女同権の道理を説き、婦人の精神力と信用及び性質に若干劣現象は普選論が三点も出た。 ポペンセッ鉄譜 『女権真論』(一月刊)単行本は減少し、他方で多様な政論が出版されたのである。顕著な単行本は減少し、他方で多様な政論が出版されたのである。顕著な、日本談学法制論が主流となったが、反比例して憲法や国会関係の一八八一(明治十四)年は私擬憲法案全盛期で、民権派各結社の一八八一(明治十四)年は私擬憲法案全盛期で、民権派各結社の

向も見られたのである。

こ。

「現今政権の必要を論じた。訳ながら進歩的な選挙論であった。

「男女参政権の必要を論じた。訳ながら進歩的な選挙論であった。

「男女参政治の起源から各種政体と問題点を論じ、代議政治は、欧米名家の政治の起源から各種政体と問題点を論じ、代議政治は、欧米名家の政治の起源から各種政体と問題点を論じ、代議政治とし、男女同権を説き、婦人参政権は人間の幸福に欠くべからざるとし、男女同権を説き、婦人参政権は人間の幸福に欠くべからざるとし、男女同権を説き、婦人参政権は人間の幸福に欠くべからざる

丸山名政『国会之準備』(十月)は、勅諭に対応した政府と人民

制限論であることが分る。

点とか傾向を紹介した所が目新しい。九月前後に書かれたと推定さ議士資格など要領よく正確に訳出した。単なる翻訳から新しい問題郡区同一と普選と女子撰挙権が問題点となっていると指摘、その他郡区同一と普選と女子撰挙権が問題点となっていると指摘、その他都区同一と普選と女子撰挙権が問題点となっていると指摘、その他都訳論は今年も少なくなったが、エモス原著・渋江保山田要蔵合翻訳論は今年も少なくなったが、エモス原著・渋江保山田要蔵合

集方針で共訳したものと思われ、民間の私擬憲法作成上で非常に便各年毎にその改正を訳述、元老院が国憲起草の参考の為に独自の編院及其権利と代議士院及其権利で選挙制に言及、国憲修正など各国月)は、単なる全訳でなく比較的に皇帝以下各事項に整理し、元老という進歩的構想であった。元老院蔵版『各国憲法類纂』(同十二という進歩的構想であった。元老院蔵版『各国憲法類纂』(同十二という進歩的構想であった。元老院蔵版『各国憲法類纂』(同十二という進歩的構想であった。元老院蔵版『各国憲法類纂』(同十二という進列とは、選挙権が満二○歳以上の男れる「憲法草稿評林」(下段批評)は、選挙権が満二○歳以上の男れる「憲法草稿評林」(下段批評)は、選挙権が満二○歳以上の男

利な大訳であった。

され、わが国独自の選挙制度が立案されたのである。これを①選挙に、八一(十四)年には民間において非常に多くの私擬憲法案が起草こうした西洋近代選挙制度の翻訳論と自主的 理論 の発展 を基礎

・②満三○歳の男子・③定格の財産家と直税納入者であった。 ・②満三○歳の男子・③定格の財産家と直税納入者であった。 ・②満二五歳以上の男子・③国税納税者の制限選挙制で、複選法 学・②満二五歳以上の男子・③地租納入者。交詢社「私擬憲法案」 (同月)は①満二一歳の男性・②満二五歳以上の男子・③郡村区は 地租五円又は二百円の住家所有者・都市区が地租三円又は二百円の 地租五円又は二百円の住家所有者・都市区が地租三円又は二百円の 地租五円又は二百円の住家所有者・都市区が地租三円又は二百円の に下でし、被選挙人資格は不問とした。五日市学芸講談会で四月から九 定し、被選挙人資格は不問とした。五日市学芸講談会で四月から九 定し、被選挙人資格は不問とした。五日市学芸講談会で四月から九 と②満三○歳の男子・③定格の財産家と直税納入者であった。

度ノ所選ハ抽籤法ニ依ル」とした。村松愛蔵「憲法草案」 不明であるが、③が租税納入者の制限案であった。立志社 詢社案と同様で、ただ①が満二○歳と③三百円の借家居住者と若干 者。永田一二と推定される「私草憲法」(九月)は慶応義塾系で交 域を反映して③関税五円又は二百円の住家所有・四百円の借家居住 反民権派の憲法案では菊池虎太郎・黒崎大四郎・伊藤東太郎「大日 は不問)であった。以上は福地案を除いて民権派の草案であるが、 満二一歳の男性、②満二五歳の男性、③若干の地租(但し被選挙人 者。東海暁鐘新報記者「対照 私考国憲案」(同十・十一月)は、 は①満十八歳の男性と女性の戸主・②満二一歳の男性・③国税納入 法見込案」(同月)は明確な選挙被選挙人規定を含まず、ただ「初 条件が緩和された。植木枝盛「日本国々憲案」(八月)は①と②が 兵庫国憲法講習会(同七月)は①満二一歳の男性②満三〇歳、 同 「日本憲 で 地

②満二五歳から五○歳とした。 本帝国憲法」は、①選挙権資格は不明で、国税五円以上の納税者、

この様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」この様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評林」との様に民間の憲法案における選挙法制論は、「憲法草稿評本」との様に民間の憲法案というで表す。

### 四、おわりに

> の発展に貢献したのである。 ムに乗せ、人々を啓蒙し世論の換起に一定の役割を果して、選挙論掛論の相討ちとなった。だが、選挙制度論議を初めてジャーナリズ

された形で衆議院議員選挙法が制定されるに至るのである。 流となり、一八八九(明治二二)年に至って民衆の意見が全く無視 て改めて明治十四年の政変前後に政府当局者達の意見書の作成過程 当然制限選挙制度論で、岩倉・伊藤らの反対で廃案となった。そし むが、全体的に進歩的で、維新期以後の一応の到達点でもあった。 度が民権派各社等で作成され、民間独自の選挙法制論の形成期に該 起草が着手され、選挙制度もその一環でドイツ政治思想の影響が主 八二年以後、民権運動側の停滞に反比例して、政府の本格的な憲法 会開設を公約し、実は逆に憲法(選挙法)起草の主導権を握った。 で、岩倉らの憲法基本構想が確立した。民権側に譲歩した形で、国 当すると言えよう。 それらは、 制限 選挙論が 殆んどで 普選論も含 た。西洋選挙理論はこの期までに大体摂取された。次いで八○・八 欧米諸国等の国憲研究に随伴して、一八七八・七九年は主要な専門 各論的翻訳選挙制度論の受容とわが国独特の選挙論の生成期となっ 年は国会開設建白書や私擬憲法案の起草で、より具体的な選挙制 他方、政府側は、元老院で第三次の「国憲」まで起草されたが、 その後、 西南戦争後の民権運動の発展に伴い、民間での英国など

### 注

研究文献については、拙論「日本選挙制度思想史文献研究序(1) 一八八九(明治二二)年の衆議院議員選挙法の成立以前の

- 史の研究』一九八九年、三―十頁なども見られたい。 頁を参照されたい。その他では松尾尊��『普通選挙制度成立説』(『行動科学研究』一九八八年、第二七号)、十七―三六
- 2 投書。東日、十九日の諸投書。報知、二九日、投書。東日、 浜毎日新聞、十日、論説欄。報知、十二日、社説。東日、十 野、同日、投書。報知、十日、社説。東日、十日、社説。横 日、八日、社説。東日、九日、社説。報知、同日、投書。朝 社説。報知、同日、社説と同投書。朝野、同日、社説。東 説。報知、同五日、社説。東日、六日、社説。東日、七日、 三一日、社説。報知、同四月二日、社説。東日、同四日、社 日、社説。報知、三〇日、社説。朝野、同日、投書。東日、 説。東日、二七日、社説。郵報、二八日、社説。東日、二九 い。尚、鈴木安蔵『明治初年の立憲思想』一九三八年、六一 六月十日、投書。 東日、 七月三〇日、 投書等を参照された 三日、社説。同、十五日、社説。報知、社説。朝野、同日、 四日、社説。東日、同二五日、社説。報知、同二六日、社 同二〇日、社説欄。東日、同三月二三日、社説。報知、 朝野新聞、同三月十八日、投書欄。郵便報知新聞(報知)、 新聞(東日)、一八八五(明治八)年三月十二日、社説欄。 士族選挙権論争の典拠掲載紙は次の通りである。東京日日 同二
- 法』博聞社、同五月、九五―一〇三頁。 蔵灰、巻一、四五―六三丁。 大森鍾一訳述 『仏国地方分権(3) 星 \*\*\* \*\*\* 『英国法律全書』一八七八年二月、有為社(3) オラックストーン著『英国法律全書』一八七八年二月、有為社
- (4) 飯島有年編刊 『各国議会概覧』 同七八年六月、 九―三七

- 八丁。 頁。松岡秀之訳『仏国州会法則』瓊林堂蔵版、同九月、二―
- 一郎刊、同十二日、十三頁。 月、四二―四六頁。丹羽純一郎『通俗日本民権真論』高橋源四八―四九頁。બ末義宗訳『婦人法律論』 翠涛軒蔵版、 同六四八―四九頁。阿莫斯著『婦人法律論』 翠涛軒蔵版、 同六(5) 密爾氏著『男女同権論』山中氏蔵版、 一八七八年一月、(8 瀬氏著
- 版、同九月、九―二〇頁。七七―八二頁。 山崎直胤纂訳 『仏国政法掲要』 有栖川宮蔵七七―八二頁。 山崎直胤纂訳 『仏国政法掲要』 有栖川宮蔵(6) 高橋達郎訳『米国法律原論』司法省蔵版、一八七八年二月、
- 頁、所収。藤田茂吉箕浦勝人編『国会論』一八七九年、報知収)。『明治文化全集』第十巻、一九五六年、四一一―四一六(第二篇)』転々堂、共一―共二一頁、一八八一年六月、所(7) 共存同衆『私擬憲法意見』(片上菊次郎編『私擬国憲類纂
- 四月、一一四―一二九、一三三―一三八、一六八頁。十九丁。丹羽純一郎『通俗日本民権精理』高橋源一郎刊、同(8) ヤレグ氏著『民政要論』宝文閣蔵、一八七九年一月、十四―社刊。実際の執筆者は福沢諭吉と言われる。
- (10) ボルレー著『英国法汎論』同十二月、谷山楼、巻之四、八四ブルンチュリー著『国法汎論』同十二月、谷山楼、巻之四、八四加 廉 弘 之 訳『国法汎論』一十二月、谷山楼、巻之四、八四加 廉 弘 之 訳『英国国会沿革誌』全三巻、朝野新聞社刊、同四月。 ―一一○四頁。
- 大島真益訳 『英国沿革志』一八七九年六月、文部省印行、ヘンスマン著 『英国沿革志』一八七九年六月、文部省印行、

îi

- 集』第二巻、一九八〇年、四一三—四一九頁。 chaft, 1876. の部分訳である。早大 史編集所編『小野椊全
- (3) 山田十畝『各国政治適論』洗心堂、七九年十月、一―五二(3) 山田十畝『各国政治適論』洗心堂、七九年十月、一―五二
- (4) 林薫訳并出版 『自治論』一八八○年三月刊、これは七六年の(4) 林薫訳并出版 『自由自治』を完訳したもので、原著は一八七四年の加藤訳『自由自治』を完訳したもので、原著は一八七四年のの野弥平刊、同四月。
- 二七頁以下。沢真治郎『国会未可開論』無彊楼梓、同七月。十四―三四頁。中島勝義『通俗国会之組立』漸進堂蔵版、二四頁。九岐岍『通俗国会之主意』思誠堂蔵版、同八月、(15) 神村忠起編刊 『通俗国会問答』 一八八〇年五月、二二―
- 版、同十二月。 16) 三宅虎太編『愛国論』二書房鏤版、八○年十月。村井一英山本憲『慷慨憂国論』二書房鏤版、八○年十月。村井一英山本憲『慷慨憂国論』二書房鏤版、八○年十月。村井一英山本憲『慷慨憂国論』二書房鏤版、八○年九月、東京出版社。
- (17) 山岸文蔵編纂・三宅虎太閲『国憲論編』一八八○年六月、

- 一三七頁、下巻、九月刊、一一二十二七頁。 世島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 笹島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 笹島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 笹島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 笹島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 笹島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 世島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 世島吉太堂、菊池大麓「議員選挙法新案」、四二十五二頁。 世島吉太堂、本八十八二頁。同編『国会論続篇』同五月、甘泉甘泉堂、七八十八二頁。同編『国会論続篇』同五月、甘泉甘泉堂、七八十八二頁。同編『国会論続篇』同五月、甘泉
- 『通俗国会之組立』漸進堂蔵版、同四月刊。(18) 井、上、 動訳『安西名家政論纂』中山嘉次氏蔵版、同五版。栗原亮一纂訳『泰西名家政論纂』中山嘉次氏蔵版、同五版。栗原亮一纂訳『女権真論』(一八八一年一月刊)、思誠堂蔵
- (20) 江馬春熈『国会論之理由』八一年一月、学知軒蔵版。五古(20) 江馬春熈『国会論と理由』八一年一月、学知軒蔵版。五古(21) 家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想』(増訂版第二版)、一九八七年、明治憲法制定以前の各憲法(増訂版第二版)、一九八七年、明治憲法制定以前の各憲法(増訂版第二版)、一九八七年、明治憲法制定以前の各憲法(21) 家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治憲法制定》、一九八七年、明治憲法制定以前の各憲法制定。

(東海大学教授)